平成２５年（フ）第３７７２号
埼玉県川口市上青木西５丁目14―２　第２光荘202
債務者　佐川　忠正
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７８４号
埼玉県桶川市大字下日出谷1366―１―105
債務者　隅澤　久幸
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７８９号
東京都中野区弥生町３丁目９―10―201
債務者　田村　美穂
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７９５号
東京都府中市八幡町２丁目30―１―103
債務者　増渕　俊之
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７９９号
東京都八王子市北野町１―12
債務者　小暮　貴也
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８０４号
東京都文京区小日向３丁目16―２―102
債務者　滝本良こと　瀧本　　良
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８０８号
東京都千代田区岩本町１丁目13―６―303
債務者　東條　英樹
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８１１号
東京都目黒区大橋１丁目７―２―301
債務者　清水千惠子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８１３号
東京都西東京市西原町５丁目１―５―201
債務者　舛岡　理紗
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８１５号
東京都練馬区平和台４丁目19―10―400
債務者　進藤　男樹
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８２０号
東京都世田谷区桜新町１丁目40―10―602
債務者　川村留以子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８２４号
東京都葛飾区東新小岩６丁目16―１―102
債務者　川北　勝久
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８２５号
埼玉県所沢市北中３丁目17―55
債務者　早崎　惠美
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８３０号
東京都足立区江北２丁目15―３
債務者　篠山　隆司
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８３２号
埼玉県朝霞市本町２丁目18―28―105
債務者　狩野　　光
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８３３号
埼玉県朝霞市溝沼６丁目22―43
債務者　橋本　綾子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部